

関原発第447号
2020年12月4日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、

平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、
 平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
 平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
 平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
 平成 7年10月 6日付 7資庁第11059号、
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12743号、
 平成 9年 6月26日付 平成09・06・12第12号、
 平成10年 6月25日付 平成10・06・22第13号、
 平成12年 1月12日付 平成11・12・14第13号、
 平成12年 6月26日付 平成12・06・12第 9号、
 平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第17号、
 平成13年11月 7日付 平成13・09・28原第40号、
 平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第10号、
 平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第17号、
 平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第36号、
 平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第21号、
 平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 2号、
 平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第15号、
 平成19年12月13日付 平成19・09・28原第30号、
 平成20年 5月 7日付 平成20・04・22原第24号、
 平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第12号、
 平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 1号、
 平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第12号、
 平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 1号、
 平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第32号、
 平成24年 7月19日付 平成23・07・25原第13号、
 平成25年 3月25日付 原管収第121221001号、
 平成27年 6月12日付 原規規第1506126号、
 平成27年11月17日付 原規規第1511176号、
 平成28年 8月 1日付 原規規第1608013号、
 平成29年 4月19日付 原規規第17041913号、
 平成30年 1月10日付 原規規第1801104号、
 平成30年11月16日付 原規規第1811166号、
 令和元年11月28日付 原規規第1911284号、
 令和 2年 5月26日付 原規規第2005261号、
 令和 2年10月 7日付 原規規第20100711号 で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定
 の記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更
 する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
 平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
 平成 7年 6月23日付 7資庁第 7878号、
 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8447号、
 平成 9年 3月24日付 平成09・02・26第 4号、
 平成10年 6月22日付 平成10・03・30第45号、
 平成11年 9月 8日付 平成11・07・29第20号、
 平成12年 5月19日付 平成12・04・17第 5号、
 平成13年 1月 5日付 平成12・08・31第 9号、
 平成13年 3月30日付 平成13・03・23第11号、
 平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第 7号、
 平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 6号、
 平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 8号、
 平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第10号、
 平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第14号、
 平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第10号、
 平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第135号、
 平成19年12月13日付 平成19・11・30原第24号、
 平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第 9号、
 平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第14号、
 平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第22号、
 平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第12号、
 平成22年 6月28日付 平成21・11・05原第21号、
 平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 1号、
 平成24年 9月 6日付 20120815原第23号、
 平成26年 6月 9日付 原規規第1406094号、
 平成27年 9月18日付 原規規第1509182号、
 平成28年 3月24日付 原規規第1603249号、
 平成28年11月16日付 原規規第1611163号、
 平成29年 6月26日付 原規規第1706264号、
 平成30年 6月26日付 原規規第1806269号、
 平成31年 4月25日付 原規規第1904251号、
 令和 2年 2月27日付 原規規第2002271号、
 令和 2年 6月19日付 原規規第2006191号及び

2. 変更の理由

(1) 環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

周辺監視区域境界付近の空気吸収線量を測定している熱蛍光線量計の製造中止に伴い、メンテナンス性向上等の観点から積算線量計に設備更新する。

これに対応するため、環境放射能用計測器に係る記載について、保安規定への反映を行う。

(2) 記載の適正化

第100条の2及び第165条の2（放射性固体廃棄物の管理）並びに第100条の4及び第167条（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）について、記載を適正化する。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

(2) この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、2021年4月1日から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。

- ・第114条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図114の凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計）
- ・第115条（放射線計測器類の管理）表115のうち、環境放射能用計測器の積算線量計一式
- ・第181条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図181の凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計）
- ・第182条（放射線計測器類の管理）表182のうち、環境放射能用計測器の積算線量計一式

以上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵しまたは保管する。 （中略） 5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面密度限度</u>についての確認を省略できる。</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理） 第100条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵しまたは保管する。 （中略） 5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、<u>表面汚染密度</u>についての確認を省略できる。</p>	<p>記載の適正化</p>

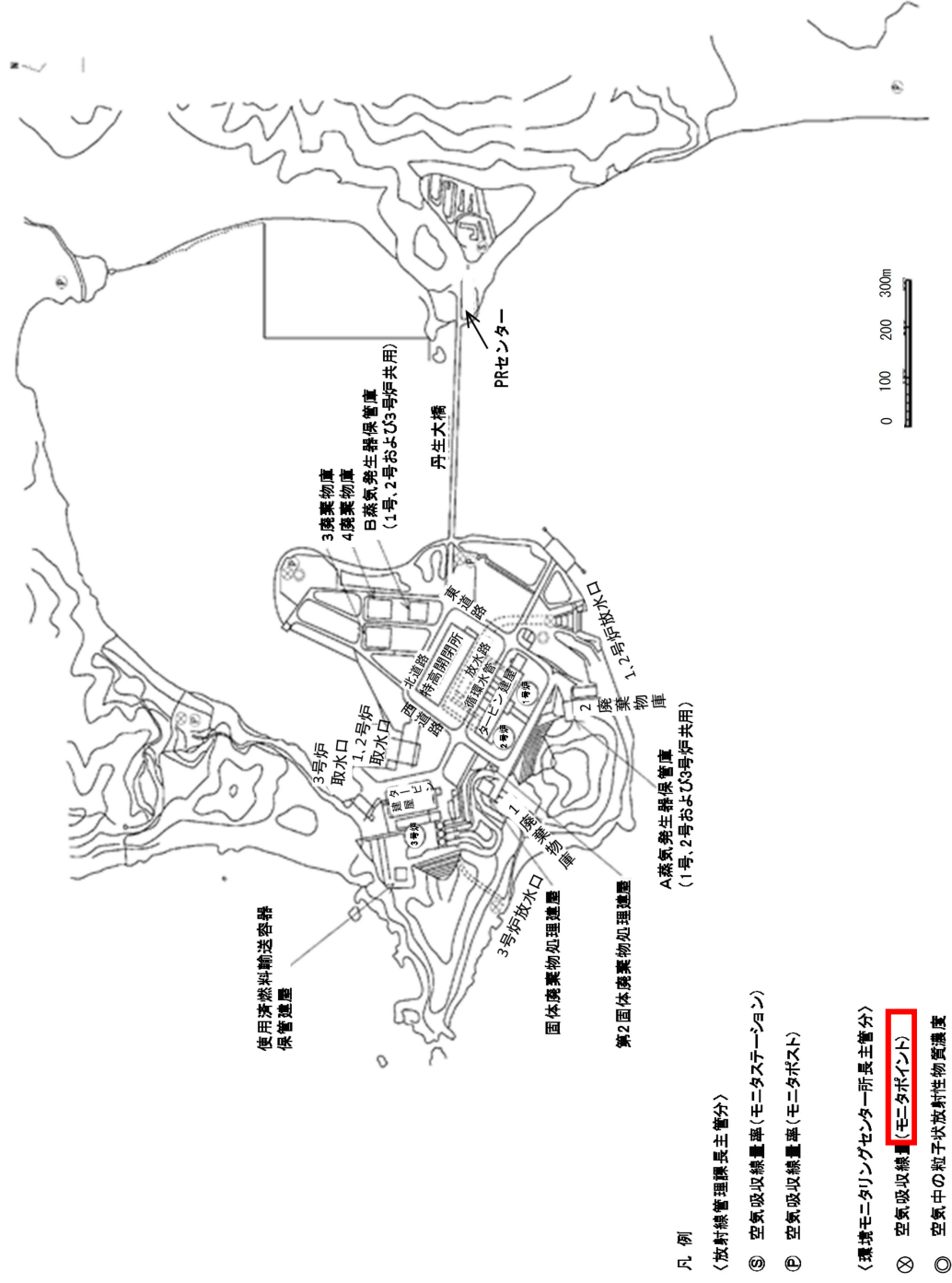
美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第100条の4 放射線管理法に基づき工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第100条の4 放射線管理法および電気事業法に基づき設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

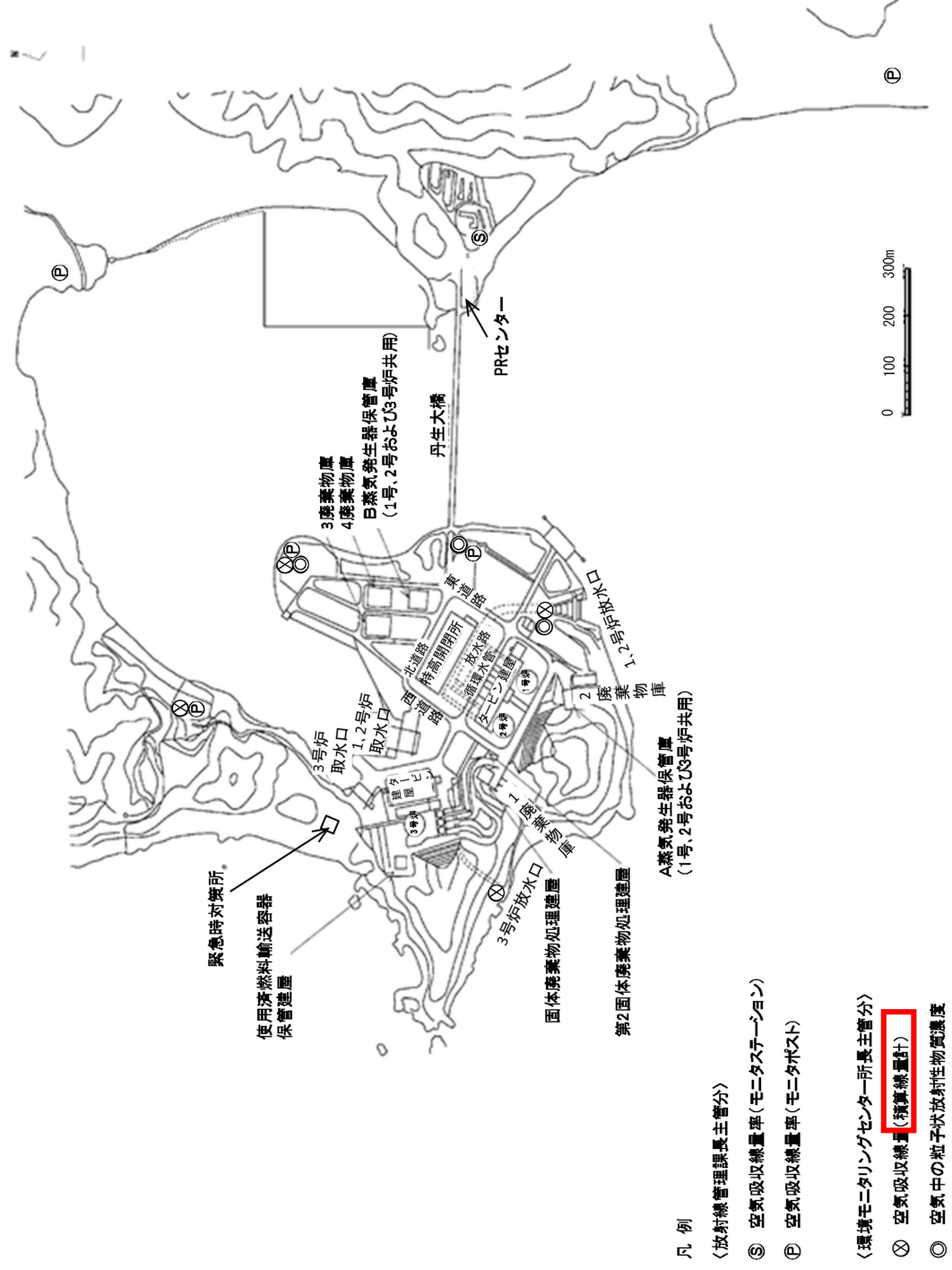
図114 空気吸収線量率等の測定場所



変更前

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

図114 空気吸収線量率等の測定場所



変更後

環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																																		
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 1.1.5 条 放射線管理課長および計装係課長は、表 1.1.5 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 1.1.5 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 1.1.5 条 放射線管理課長および計装係課長は、表 1.1.5 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 1.1.5 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>																																																																			
<p>表 1.1.5</p>	<p>表 1.1.5</p>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器¹</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>4台²</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台²</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台³</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{2,4}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器¹</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td>計装係課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台⁷</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1台⁷</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²	放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ²	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ²	退出モニタ	2台 ³	試料放射能測定装置	2台 ^{2,4}	積算線量計	1式 ²	放射線監視用計測器 ¹	モニタポスト	放射線管理課長	5台 ²	モニタステーション	計装係課長	1台 ²	環境放射能計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ⁷	積算線量計	1台 ⁷	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器¹</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>4台²</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台²</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台³</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{2,4}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器¹</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>モニタステーション</td> <td>計装係課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台⁷</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式⁷</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²	放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ²	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ²	退出モニタ	2台 ³	試料放射能測定装置	2台 ^{2,4}	積算線量計	1式 ²	放射線監視用計測器 ¹	モニタポスト	放射線管理課長	5台 ²	モニタステーション	計装係課長	1台 ²	環境放射能計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ⁷	積算線量計	1式 ⁷	<p>1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>2：1号、2号および3号炉共用</p> <p>3：第2 固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ 1台を含む。</p> <p>4：1台は表 1.0.3 の試料放射能測定装置と共用</p> <p>5：管理区域外測定用の 3台を含む。</p> <p>6：固体廃棄物処理建屋、第2 固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ 7台を含む。</p> <p>7：環境放射能計測器は、高浜発電所、大浜発電所と共用</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²																																																																	
放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ²																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ²																																																																	
	退出モニタ		2台 ³																																																																	
	試料放射能測定装置		2台 ^{2,4}																																																																	
	積算線量計		1式 ²																																																																	
放射線監視用計測器 ¹	モニタポスト	放射線管理課長	5台 ²																																																																	
	モニタステーション	計装係課長	1台 ²																																																																	
環境放射能計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ⁷																																																																	
	積算線量計		1台 ⁷																																																																	
分類	計測器種類	担当	数量																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²																																																																	
放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ²																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ²																																																																	
	退出モニタ		2台 ³																																																																	
	試料放射能測定装置		2台 ^{2,4}																																																																	
	積算線量計		1式 ²																																																																	
放射線監視用計測器 ¹	モニタポスト	放射線管理課長	5台 ²																																																																	
	モニタステーション	計装係課長	1台 ²																																																																	
環境放射能計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ⁷																																																																	
	積算線量計		1式 ⁷																																																																	
<p>1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>2：1号、2号および3号炉共用</p> <p>3：第2 固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ 1台を含む。</p> <p>4：1台は表 1.0.3 の試料放射能測定装置と共用</p> <p>5：管理区域外測定用の 3台を含む。</p> <p>6：固体廃棄物処理建屋、第2 固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ 7台を含む。</p> <p>7：高浜発電所、大浜発電所と共用</p>	<p>1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>2：1号、2号および3号炉共用</p> <p>3：第2 固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ 1台を含む。</p> <p>4：1台は表 1.0.3 の試料放射能測定装置と共用</p> <p>5：管理区域外測定用の 3台を含む。</p> <p>6：固体廃棄物処理建屋、第2 固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ 7台を含む。</p> <p>7：高浜発電所、大浜発電所と共用</p>	<p>環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更</p>																																																																		

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第165条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第173条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第165条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第173条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第173条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

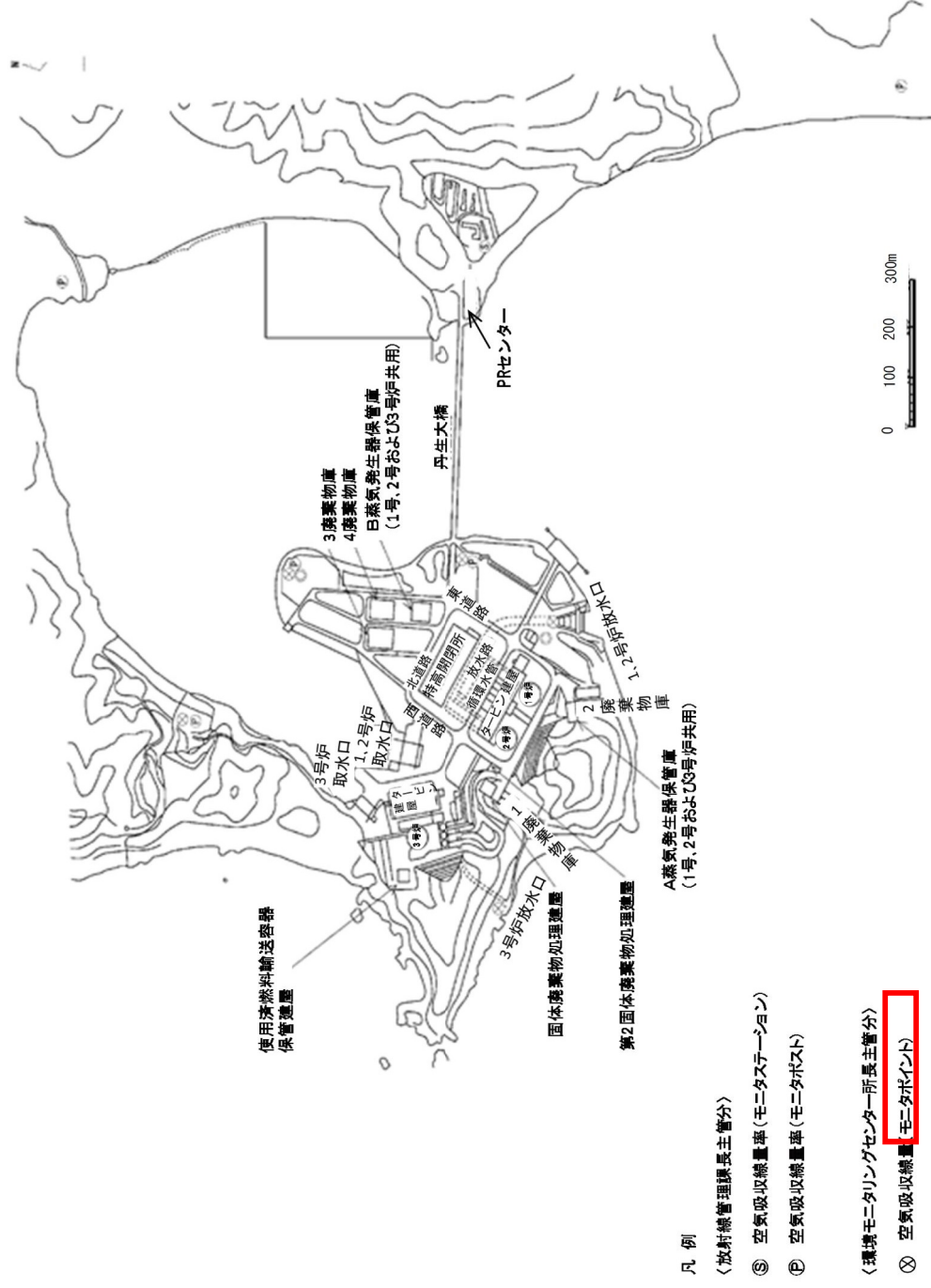
変更前	変更後	理由
<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第167条 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第167条 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第181条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図181に定める。）において、表181-1および表181-3（第173条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

図 181 空気吸収線量率等の測定場所

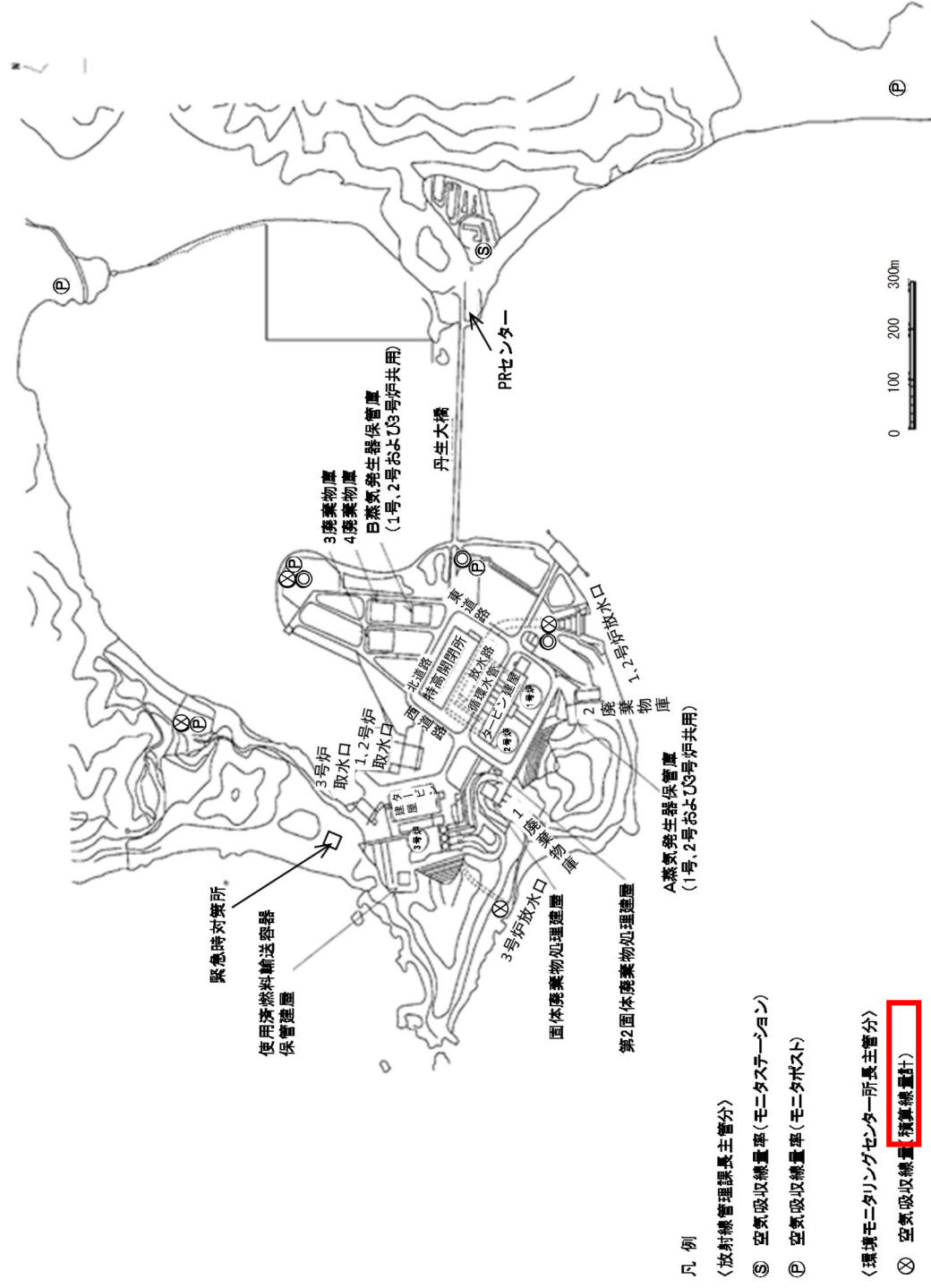


変更前

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第181条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図181に定める。）において、表181-1および表181-3（第173条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

図 181 空気吸収線量率等の測定場所



変更後

環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第182条 放射線管理課長および計装保課長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第182条 放射線管理課長および計装保課長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表182に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		
表182				
分類	計測器種類	担当	数量	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ¹	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ¹	
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ¹	
	退出モニタ		3台 ²	
	試料放射能測定装置		2台 ^{1 3}	
	積算線量計		1式 ¹	
放射線監視用計測器	モニタポスト	放射線管理課長	5台 ¹	
	モニタステーション		1台 ¹	
環境放射能用計測器	エリアモニタ	計装保課長	12台 ^{4 5}	
	試料放射能測定装置		1台 ⁶	
	積算線量計測定装置		1台 ⁶	
<p>1：1号、2号および3号炉共用</p> <p>2：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>3：1台は表170の試料放射能測定装置と共用</p> <p>4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>5：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>6：環境放射能用計測器は、高浜発電所、大飯発電所と共用</p>				
<p>1：1号、2号および3号炉共用</p> <p>2：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。</p> <p>3：1台は表170の試料放射能測定装置と共用</p> <p>4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>5：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。</p> <p>6：高浜発電所、大飯発電所と共用</p>				
<p>環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更</p>				

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 2 6 原安管通達第 2 号 - ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。 2. この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>（ 1 ）第 1 1 4 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 1 1 4 の凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計） （ 2 ）第 1 1 5 条（放射線計測器類の管理）表 1 1 5 のうち、環境放射能計測器の積算線量計一式 （ 3 ）第 1 8 1 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 1 8 1 の凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計） （ 4 ）第 1 8 2 条（放射線計測器類の管理）表 1 8 2 のうち、環境放射能計測器の積算線量計一式</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、1 0 日を超えない範囲で施行する。</p>

添付資料

- 1．環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更について

環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更について

周辺監視区域境界付近の空気吸収線量を測定している熱蛍光線量計の製造中止に伴い、メンテナンス性向上等の観点から積算線量計に設備更新する。

これに対応するため、環境放射能用計測器に係る以下の保安規定条文を変更する。

（変更）

- ・第 1 1 4 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・第 1 1 5 条（放射線計測器類の管理）
- ・第 1 8 1 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・第 1 8 2 条（放射線計測器類の管理）

以 上